

労務 パートタイマーの有給休暇



●パートタイマーにも有給休暇を与えなければいけません。

週1日勤務のパートタイマーであっても6ヶ月以上勤務した従業員には、会社側は有給休暇を与えなければなりません。ただし、パートタイマーなら誰でもがもらえるわけではありません。パートタイマーとして、次の条件を満たさなければなりません。

●パートタイマー有給休暇の条件

6カ月以上継続して勤務し、会社の定める所定労働日数の8割以上を出勤したとき

●パートタイマー有給休暇の注意点

1. 本人が指定した期日に年次有給休暇を与えると事業の正常な運営に著しく支障があるときは、他の日に変更することができる。
2. 年次有給休暇で取得しなかった残日数については、翌年度に限り繰り越すことができる。(年次有給休暇の時効は2年)
3. 年次有給休暇の賃金は、平均賃金又は契約した所定労働時間分の賃金を支払う。

週の所定労働日数	年間の所定労働日数	雇入れの日から起算した継続勤務期間						
		6箇月	1年 6箇月	2年 6箇月	3年 6箇月	4年 6箇月	5年 6箇月	6年 6箇月
週30時間以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
5日以上								
4日	169日から 216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から 168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から 120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から 72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

※法改正、判例等により変更される場合がございますのでご了承下さい。